

令和 5 年度野生傷病鳥獣の保護・救護状況について

野生動物対策検討委員会

委員長 赤羽 良仁

野生傷病鳥獣保護指導委託事業にご協力いただき、ありがとうございます。本事業は、愛知県から愛知県獣医師会が委託を受け、野外で負傷、疾病し発見された鳥類および哺乳類の保護指導を行っています。野生動物対策検討委員会では、平成 22 年度より愛知県内で保護された野生傷病鳥獣の保護指導の傾向をより深く理解し、保護指導獣医師の皆様と情報を共有するために、共通カルテを作成し運用しております。令和 5 年度は 69 施設 81 名の保護指導獣医師によって保護指導カルテが提出されました。

(1) 鳥類の保護頭数と最終結果について

令和 5 年度に愛知県下で野生傷病鳥獣の保護指導を行った鳥は 66 羽、獣類 3 頭でした。そのうち最終的に放鳥した鳥種は 8 種 18 羽でした。種類はスズメが最も多く、ついでツバメやアオバト、チョウゲンボウなどがみられました。指導のみは 9 種 18 羽あり、種類はスズメやツバメが最も多く、それぞれ 5 羽みられました。飼養継続中は 5 種 6 羽あり、種類はアオバトやスズメ、ムクドリなどがみられました。死亡したものは 14 種 19 羽あり、キジバトが最も多くみられ、ツバメやドバトも次いでみられました。施設紹介は 0 件でした。その他、最終結果が不明なものは 4 種 5 羽みられました。保護した傷病獣は 2 種類 3 頭でした。鳥類は計 63 枚、獣類は 3 枚のカルテが提出されました。

(2) 保護された獣類について

獣類はタヌキ 2 頭、アブラコウモリ 1 頭でした。最終的にタヌキ 1 頭は死亡し、アブラコウモリと別のタヌキ 1 頭は放獣されました。野生哺乳類の保護施設は全国的にも少なく、愛知県にも保護できる施設はありません。また感染症などの危険性もありますので、極力、保護した場所またはその周辺に戻すように指導していただきたいと思います。平成 30 年 3 月 28 日付けで愛知県健康福祉部保健医局長より「犬におけるエキノコックス症の発生に伴う注意喚起について」が通知されました。愛知県下で野犬からエキノコックス虫卵が検出されたこともあり、本年度の保護動物にキツネはいませんでした。やむを得なくキツネを保護された場合には、まず糞便検査を実施して、エキノコックス虫卵が出ていないかどうかチェックしていただくようお願いいたします。

(3) 保護された鳥類の年齢について

傷病鳥の年齢（成体または幼体）は幼鳥が 31 羽、成体が 35 羽、不明 0 羽であり、今年度は幼鳥の方が 47%と低い結果となりました。ここ数年間は幼鳥保護の減少が続いていますが、昨年度と比較して傾向としては大きな差はありませんでした。

(4) 傷病の状況に関して

幼体の鳥類では例年通りヒナの保護が 14 羽ともっとも多く、次いで外科疾患が 10 羽、原因不明の衰弱が 5 羽、内科疾患が 2 羽にみられました。成体の鳥類では外科疾患が 26 羽ともっとも多く、次いで原因不明の衰弱が 5 羽にみられ、問題のない例も 3 羽でみられました。獣類のタヌキ 2 頭はいずれも外科疾患であり、アブラコウモリでは原因不明の衰弱がみられました。

(5) 保護日時について

鳥類は年間を通じて保護がみられましたが、5 月から 8 月にかけての保護が多く、冬季は減少する傾向がみられました。最も鳥類の受け入れが多かった月は 6 月であり、4 月から 7 月にかけて多い傾向がみられました。これは例年通り巣立ちヒナの時期にあてはまります。また今年度は鳥インフルエンザの影響で受け入れ停止の時期がありましたので、それらも影響している可能性があります。春季は育雛の時期で、親鳥は複数の卵を育てて巣立ちさせています。巣立ちの時期に飛翔訓練の不十分な巣立ちヒナが巣から落下している姿が多く見られます。外傷のない巣立ちヒナ（巣立ち直後のヒナ）が保護されて来院された場合は速やかに巣に戻し、仮巣を作って巣立ちのお手伝いをさせていただくようにご指導をよろしくお願いいたします。

また検査優先種に該当する傷病鳥につきましては、平成 29 年度より実施しています「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益社団法人愛知県獣医師会）に基づいた対応をよろしく申し上げます。検査優先種が高病原性鳥インフルエンザに感染する危険性が必ずしも高い訳ではありませんが、診療施設にて保護飼養する場合には「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づいた隔離飼養の徹底をよろしく申し上げます。

(6) まとめ

例年通り、幼鳥成体ともに季節的には春先から夏ごろにかけて運び込まれた鳥類が多かったようです。また外科疾患やヒナの保護は例年通り多く、骨折をはじめとする重度の外科疾患もみられ、先生方には多大なご負担があったかと思えます。次年度もどうぞよろしく申し上げます。また通院治療の場合で、飼養先である程度の期間（1 ヶ月以内）保護飼養が必要と判断された場合や、2 回以上の診察及び治療を行う必要がある場合は、「短期の保護飼養の連絡票」を保護者に記入していただき、獣医師会事務局に FAX していただきますようお願いいたします。ヒナの保護に関しましては、今後も「ヒナは拾わないで」のポスターの掲示やチラシの配布等の県民及び保護者に対する啓発をお願いいたします。野生動物対策検討委員会のページに、ヒナと出会う場面ごとの対処方法やヒナとの関わり方だけでなく、自然や野生動物との関わり方を考える機会になる内容となっている「野鳥のヒナと出会ったら？」（公益財団法人 日本野鳥の会 発行）のダウンロード先も記載していますので、院内及び保護者への啓蒙をよろしくお願いいたします。またそれ以外に傷病鳥獣および高病原性鳥インフルエンザに関する文書を掲載してい

ます。

今年度は愛知県内の傷病鳥の受入を制限及び一時停止させて頂く期間がありました。保護指導獣医師および臨床部会員の皆様のご協力により、高病原性鳥インフルエンザのシーズン中も野生傷病鳥保護指導委託事業を行うことができました。ご協力を頂き、大変ありがとうございました。今年度の日本での高病原性鳥インフルエンザの発生状況を考慮すると、次年度も本症の発生が危惧されます。今後も、「野生傷病鳥獣保護委託事業における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」（公益社団法人愛知県獣医師会）に従い、傷病鳥の保護指導時に診療施設内での感染拡大や、施設外へのウイルスの拡散の防止、及び病院職員等の感染の予防に努めて頂きますようお願い致します。